

高知地方・家庭裁判所合同委員会（第11回）議事概要

1 日 時

平成21年1月26日（月）午後3時から午後4時45分まで

2 場 所

高知地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員（五十音順，敬称略）

ア 地方裁判所委員会委員

伊藤 寿，岡崎 正男，行田 博文，近藤 善資，
坂本 千代，芝田 俊文（家庭裁判所委員会委員を兼任），
新階 日出夫，宅間 一之，三谷 英子

イ 家庭裁判所委員会委員

小野 正弘，川竹 昭夫，小池 覚子，芝田 俊文
（地方裁判所委員会委員を兼任），信清 昌広，古谷 純代，
山岡 敏明，山中 悠紀子

(2) オブザーバー

小池 明善（高知地方裁判所民事部総括裁判官）

(3) 事務担当者等

河田 學（高知地方裁判所事務局長），小松 正和（高知地方裁判所民事首席書記官），川崎 悦子（高知地方裁判所刑事首席書記官）
香村 直樹（高知地方裁判所事務局総務課長），近森 基靖（高知地方裁判所事務局総務課課長補佐），西村 工（高知家庭裁判所事務局長），越智 博（高知家庭裁判所首席書記官），立道 包壽（高知家庭裁判所事務局総務課長），石川 公寛（高知家庭裁判所事務局総務課課長補佐）

4 議事

(1) テーマ

裁判員制度について

(2) 意見交換等

ア 裁判員制度導入に対する法曹三者それぞれの立場や認識による目的の相違点を再確認した上、高知地方裁判所における裁判員制度に対する取組みについて、模擬裁判の状況等を踏まえ、これまでの刑事裁判のあり方とこれからの刑事裁判のあり方を対比させながら現状等の説明があった（伊藤寿委員）。

イ 意見交換（○委員，●主に説明を担当した委員）

○ 配布された資料中のタイムテーブルには、被害者参加人による意見陳述や論告が記載されていますが、それらは公判開始前に実施することが設定されているのですか。

● 裁判員裁判においては、審理時間が足りなくなることを避けるため、被害者参加が予定される事件については、被害者参加人が意見陳述や論告を行うであろうことを想定して、タイムテーブルに加えています。

○ 被害者参加人には、事前に、検察官の論告の内容が伝わっているのですか。

● 被害者参加は、検察官からの申出によることから、検察官においては、被害者参加が予定される事件については被害者参加を意識して審理に臨むこととなりますし、論告について、被害者参加人との間で、ある程度は打合せを行って、調整しているのではないかと思います。その点については、裁判員裁判の審理スケジュールを立てているということも、検察官と被害者参加人との間の打合せにも影響しているのではないかと思います。

○ タイムテーブルが作成されているということは、その期間内で裁判を終わらせるということですか。

● 内容から想像して、これくらいの期間でどうだろうかということで作成

されています。評議の時間は多めに確保していますが、その時間内に結論に至らない場合には、多数決によって進行が図られることになります。

- 日程や時間を延長することはできますか。
- 基本的には延長することは考えられていません。しかし、裁判員及び裁判官の全員が一致して、延長しようということになれば、そのようになるかも知れません。
- 短期間の審理を予定しているのであれば、鑑定が必要が生じた場合の判断や理解に、支障が生じるのではありませんか。
- 鑑定は、公判前に行うこととなります。そして、鑑定書もわかりやすい書面を作成し、その内容は公判において口頭で説明してもらうことを予定しています。その鑑定を聞いた上で、時間をかけて評議しても、有罪の認定ができないのであれば推定無罪ということになるのではないかと考えられますが、最終的には評決することとなります。
- 評議の際に少数意見だった裁判員にとって、多数意見に従うということは、個人として本当に納得ができるものでしょうか。精神的な苦痛を与えることにはならないでしょうか。
- 多数意見により有罪となった場合において、それまで無罪を主張していた裁判員が、それ以後、量刑の評議に参加して自分の意見を述べることは難しいことだと思います。その場合、少数意見を述べた裁判員自身に、その意見が評議において貴重な意見であったと納得してもらうことが大事であり、議論して負けてしまったという感情を抱くことがないように配慮することとなります。
- 配布された資料の事案の場合、実際の裁判員裁判では、起訴されてから、どのくらいの期間で判決に至ると思われますか。
- 裁判員裁判では、起訴された後、公判前整理手続等の審理前の準備が必要であり、その準備に1, 2か月、さらに、審理ができる状態になってか

ら裁判員候補者の呼出しを当該公判期日の6週間前までに行うこととな
っていますので、実際の裁判では、起訴されてから判決に至るまでは3、4
か月程度を要すると思われま

- 裁判員候補者に選任された者が、裁判員になりたくないという強い意思を有しながら、不出頭の場合の制裁措置を回避するため、裁判所に出頭し、質問手続において、どうしても裁判員を辞退したいという申出をした場合はどのようになりますか。また、そのような「やりたくない」という人物が裁判員に選任された場合でも、裁判は大丈夫でしょうか。
- 裁判員制度は、広く国民の皆さんに参加してもらう制度ですから、「やりたくない」という理由だけでは辞退事由に該当しません。その裁判員を「やりたくない」という方の中には、宗教や信条といったものが介在する場合や裁判員として参加することに抵抗があるという場合があると思われま
- 仮に、議論を根底から揺るがす意見を出したり、議論を早く終わらせようとする意見を出したりする裁判員がいたとしても、そのために多少時間がかかっても、丁寧に説明し評議を行えば、最終的には妥当な判断ができるのではないかと思われま
- また、当初は裁判員として参加することを嫌がっていた方でも、他の裁判員の議論を聞いているうちに、気持ちが変わる方も大勢いらっしゃるのではないかと思われま
- なお、いかなる理由であろうと、辞退を希望される場合は、申し出ていただければ、真摯に、きちんと受け止めていきたいと考えていま
- 有罪か無罪を決定する場面や量刑の場面に遭遇したくない、避けたいという意見が多いように思われ、積極的に裁判員裁判に参加したいという意見は耳にすることが少ないように思いま
- 模擬裁判に裁判員として参加していただいた方の中にも、裁判員をやりたいと希望していながら、模擬裁判に参加してみると想像していた以上に大変だったという意見や、その反対に、裁判員をやりたいと参加に消

極的だったにもかかわらず、模擬裁判に参加してみると想像していたほど大変ではなかったという意見が出たりしています。模擬裁判に裁判員として参加していただいた方々の意見としては、いずれの意見についても、裁判員制度そのものについては、大事な制度だという肯定的な意見を多く伺っています。

- 重たい決断を下さなければならない場合は、その責任感から、どうしても精神的な負担が残ってしまうのではないかと思われますが、裁判員に対するカウンセリング等の態勢はありますか。
- 裁判員裁判は、他の裁判員や裁判官とともに、一つのチームとして結論を見つけ出していくものであり、裁判員一人だけで決めるものではありません。その中でも、重たい決断を下したことに対する精神的な負担の存在は否定できないことから、裁判員に対するカウンセリングを受けられる態勢を整えています。
- 「よくわかる！裁判員制度Q&A」のQ21に、裁判員はトラブルに巻き込まれるのではないかという質問があり、その回答のなかに、裁判員の関与が非常に難しいようなごく例外的な事件については、裁判員が加わらず裁判官だけで裁判することも法律に定められている旨紹介されていますが、具体的に、どのような事件が、この例外的な事件として考えられているのですか。
- 個々の裁判体の判断事項ではありますが、破壊活動防止法が適用されるようなテロ事件や暴力団同士の抗争といったような組織的犯罪暴力事件は、裁判員裁判から除外されるべきであると思われます。その一方で、被告人が暴力団構成員であるというだけでは、裁判員裁判を除外する例外的な事件に含まれないのではないかと思われます。
- 裁判員裁判に参加したことによって課せられる守秘義務に対する負担感の払拭は難しいではありませんか。

- 評議の中で誰が何を話したかということについては、裁判員の安全確保及び裁判員に自由に意見を出してもらうために、控えていただくこととなります。しかしながら、自己の経験に基づく感想や、被害者の氏名等の被害者保護等にかかわる情報を除き、公開の法廷でのやりとりの内容については、お話しただいて差し支えありません。実際の裁判員裁判においては、選ばれた裁判員に対し、具体的な線引きについては、裁判長から事前に説明を行う予定でいます。
- 裁判員制度については、国民が参加するという総論的な部分では積極的な意見が多いものの、実際に参加するという個別的な部分では消極的な意見が多く、不安感の解消を含めて、いかにPRしていくということが課題であるように思われます。
- 5月21日のスタートに向けて、準備が着々と進んでいることに感心しています。裁判員制度については、裁判所、検察庁及び弁護士会の、それぞれの立場を踏まえ、マスコミを通じて積極的に広報すべきではないかと感じます。
- 裁判員制度説明会兼法廷見学会を実施しているということですが、直近に開催された際の参加者は何人ですか。
- 1月22日開催分については、13人の申込みがあり、11人が参加しています。
- DVD、パンフレット及び冊子等の説明資料は十分備わっているように思われますが、国民がどのようなところに不安を抱いているかということについて情報収集を行っていますか。
- アンケート等を実施しています。裁判のやり方、例えば、わかりやすい言葉を用いるというような部分は、すぐにでも対応が可能ですが、心理的な負担の重さを軽くするというような部分は、その対応が難しいと感じています。

- 裁判員制度に対する国民の不安解消を中心とした説明会等を実施することが効果的ではありませんか。
- そのとおりだと思います。今後も引き続き、裁判員裁判の内容等を知ることによって不安が解消されるように努めていきたいと考えています。
- 裁判員裁判に参加した後、事件関係者と市井ですれ違うなどした際に、目が合うようなことがあったらどうしようかという不安の声を聞きますが、この点についてはどのように考えていますか。
- 参審制を導入している外国の地方の裁判所において、町中で事件関係者とばったり会うようなことはありませんかと質問したことがあります。そのときの答えは、「会うことはあります。会っても、それだけです。」ということでした。町中で会ったりすると、嫌な感情を持つこともあり得ますが、それ以上のことはないのではないかと思います。

5 次回開催予定

(1) テーマ

被害者参加制度（少年事件における被害者への配慮を含む。）について

(2) 開催日等

平成21年6月3日（水）午後3時

（地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会の合同開催）

(3) 開催場所

高知地方・家庭裁判所大会議室